

(案)

R7.3.25

胎内市立中学校の統合に関する方針

令和7年3月

胎内市教育委員会

【目次】

I	はじめに	1
II	方針の策定	2
1	目的	
2	方針の期間	
III	中学校の現状と課題	2
1	生徒数	
2	学校施設	
IV	学校の規模の適正化	4
1	適正規模について	
2	適正規模に基づいた今後の見通し	
V	統合について	4
1	統合の実施方法	
2	統合による効果	
3	統合年度	
4	統合後の生徒数及び学級数の見込み	
5	統合に向けたスケジュール	
6	統合に向けて配慮すべきこと	
7	統合までの間に配慮すべきこと	

I はじめに

全国的な少子化により、児童生徒の減少や学校規模（学級数及び1学級の児童生徒数）の小規模化が進み、胎内市においても同様の傾向が続くものと予測されている。

こうした現状を踏まえ、将来にわたる児童生徒数の減少に対応し、望ましい教育環境の整備に取り組むため、令和2年12月に胎内市教育委員会は、胎内市立小中学校の適正規模等に関する検討委員会（以下「検討委員会」という。）を立ち上げ、胎内市における適正規模及び適正配置に関する基本的な考え方等について諮問した。検討委員会はその諮問を受け、①保護者や地域の代表を含めた幅広い立場の検討委員によって、②公平性と多様性を確保し、充実した教育活動の実現を視点として、③子どもたちの将来を見据え、未来に向けた提言となるように、開かれた会議の中で胎内市立小中学校の適正規模及び適正配置等に関する審議を重ねてきた。特にグループ協議を繰り返し行い、委員一人一人の思いや考えを反映できるよう工夫して運営を行ってきた。

この結果、令和4年4月に以下の答申が示された。

○小学校においては、旧村単位での統合を終え、校舎施設の維持や改修の目途も付いていることから、当面の間、市内5小学校を現状のまま維持する方向で進めることができると考えている。

○中学校においては、

- ・今後、小規模化の問題が特に懸念される状況を踏まえ、クラス替えが可能な1学年2学級以上を目安とする。なお、1学年2学級が実現できない場合でも、1学級20人以上となることが望ましい。
- ・しかし、今後1学級20人を大きく下回る状況が続くなど、少子化に伴う生徒数の減少が見通せない状況が予想される場合、統合を含めた学校の在り方を検討するタイミングを逸することなく、速やかに検討する。

このことを受けて、胎内市立中学校の生徒数の推移を調査（令和5年5月1日現在）したところ、令和14年度以降、複数の中学校で1学級（1学年）20人を大きく下回る状況が続くことが予想された。このような現状を踏まえ、答申の示す「統合を含めた学校の在り方を検討するタイミングを逸することなく速やかに検討すること」を受けて、「おおよそ10年後を見据え、統合を含めた市内中学校の在り方を具体的に検討する必要がある。」という考えに至った。

そこで、令和5年10月に胎内市教育委員会では「胎内市立中学校再編検討委員会」を立ち上げた。保育園・こども園・小中学校の保護者、学校運営協議会、区長のそれぞれの代表、小中学校の校長、中学校再編について詳しい学識経験者等、幅広い立場の方々を委員に委嘱し、市内中学校の在り方について「4中学校統合」「小規模3校を統合」「小中併設校」の選択肢を中心に、具体的な検討を重ねてきた。

その結果、

- ・今後の生徒数の推移などから「小規模校3校の存続」は難しいこと
- ・「小規模校3校を統合」しても、まもなく生徒減により小規模校になること
- ・「小中併設の小中学校」としても中学校の生徒数の減少により中学生同士の集団を通した学習活動は難しく、小学生の人数も減少していくため小中学校の再編の検討も必要になってくること

これらの理由から、これから何十年も先のことを考えると、胎内市内の4中学校の統合が望ましいのではないかという結論とともに、以下のような配慮が必要であるという意見が示された。

○統合する中学校はできるだけ各地域から等距離で、安全性の高い場所に設置することが望ましい

○通学の方法や安全確保について、スクールバスの増便等スムーズな運行方法の十分な検討が必要である

○胎内市全域を対象にした学習や活動を積極的に行うなどして、中学生が各地域に出向く機会を多くし、中学校がなくなっても地域が元気であり続けるようにする

○生徒数が多くなっても、一人一人に丁寧な指導・支援ができるきめ細やかな教育が継続して行えるように、学習指導員や介助員などの市の配置職員を手厚くしたり、地域からの学校支援体制をさらに充実させたりする必要がある

以上の意見等を踏まえて、胎内市及び胎内市教育委員会は、以下の方針を策定し、おおよそ10年後をめどに市内4中学校の統合を進めるために、具体的な協議を重ねていきたいと考えている。

II 方針の策定

1 目的

社会という集団の中で生きていくことを間近にしている中学生にとって、多様な価値観に触れたたくさんの経験を積み重ねることは、豊かな学びや健やかな成長を育む上で重要である。この実現に向け、望ましい教育環境を整備するための胎内市立中学校の統合に関する方針を示す。

2 方針の期間

今後の生徒数、学級数の動向等を踏まえ、本方針の期間は令和7年度からおおよそ10年後までの期間とする。なお、本方針は、必要に応じて見直しを行うものとする。

III 中学校の現状と課題

1 生徒数

法令上、学校規模の標準は、学級数によって設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準とされているが、この標準は「特別の事情があるときはこの限りではない」という弾力的なものとなっている。（「学校教育法施行規則第41条」及び「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第3条及び第4条」）

このことを踏まえ、胎内市の生徒数の今後の推移を見ると、市内4校中学校とも、今後も生徒数の減少が予測され、特に令和14年度以降、小規模校の3校とも1学級20人を大きく下回り、それ以降もその状況が続くものと予想されることから、概ね10年先を見据えた胎内市の中学校の再編を検討し、適正な学校規模を整えることが不可欠である。

【表1 中学校区別 生徒数推移見込み 令和6年5月1日作成】

年度		1年		2年		3年		計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
2024 (R06) 実績	中条中学校	123	4	125	4	120	4	368	12
	乙中学校	27	1	27	1	24	1	78	3
	築地中学校	31	1	20	1	30	1	81	3
	黒川中学校	20	1	23	1	35	1	78	3
	合計	201	7	195	7	209	7	605	21
2025 (R07)	中条中学校	136	4	123	4	125	4	384	12
	乙中学校	32	1	27	1	27	1	86	3
	築地中学校	24	1	31	1	20	1	75	3
	黒川中学校	45	2	20	1	23	1	88	4
	合計	237	8	201	7	195	7	633	22

年度		1年		2年		3年		計	
		生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
2026 (R08)	中条中学校	134	4	136	4	123	4	393	12
	乙中学校	30	1	32	1	27	1	89	3
	築地中学校	29	1	24	1	31	1	84	3
	黒川中学校	33	1	45	2	20	1	98	4
	合 計	226	7	237	8	201	7	664	22
2027 (R09)	中条中学校	109	4	134	4	136	4	379	12
	乙中学校	24	1	30	1	32	1	86	3
	築地中学校	34	1	29	1	24	1	87	3
	黒川中学校	26	1	33	1	45	2	104	4
	合 計	193	7	226	7	237	8	656	22
2028 (R10)	中条中学校	122	4	109	4	134	4	365	12
	乙中学校	20	1	24	1	30	1	74	3
	築地中学校	33	1	34	1	29	1	96	3
	黒川中学校	27	1	26	1	33	1	86	3
	合 計	202	7	193	7	226	7	621	21
2029 (R11)	中条中学校	113	4	122	4	109	4	344	12
	乙中学校	26	1	20	1	24	1	70	3
	築地中学校	18	1	33	1	34	1	85	3
	黒川中学校	20	1	27	1	26	1	73	3
	合 計	177	7	202	7	193	7	572	21
2030 (R12)	中条中学校	111	4	113	4	122	4	346	12
	乙中学校	22	1	26	1	20	1	68	3
	築地中学校	23	1	18	1	33	1	74	3
	黒川中学校	19	1	20	1	27	1	66	3
	合 計	175	7	177	7	202	7	554	21
2031 (R13)	中条中学校	86	3	111	4	113	4	310	11
	乙中学校	21	1	22	1	26	1	69	3
	築地中学校	26	1	23	1	18	1	67	3
	黒川中学校	23	1	19	1	20	1	62	3
	合 計	156	6	175	7	177	7	508	20
2032 (R14)	中条中学校	102	3	86	3	111	4	299	10
	乙中学校	12	1	21	1	22	1	55	3
	築地中学校	15	1	26	1	23	1	64	3
	黒川中学校	17	1	23	1	19	1	59	3
	合 計	146	6	156	6	175	7	477	19
2033 (R15)	中条中学校	100	3	102	3	86	3	288	9
	乙中学校	14	1	12	1	21	1	47	3
	築地中学校	19	1	15	1	26	1	60	3
	黒川中学校	10	1	17	1	23	1	50	3
	合 計	143	6	146	6	156	6	445	18
2034 (R16)	中条中学校	116	4	100	3	102	3	318	10
	乙中学校	10	1	14	1	12	1	36	3
	築地中学校	16	1	19	1	15	1	50	3
	黒川中学校	10	1	10	1	17	1	37	3
	合 計	152	7	143	6	146	6	441	19
2035 (R17)	中条中学校	89	3	116	4	100	3	305	10
	乙中学校	16	1	10	1	14	1	40	3
	築地中学校	14	1	16	1	19	1	46	3
	黒川中学校	8	1	10	1	10	1	28	3
	合 計	124	6	152	7	143	6	419	19
2036 (R18)	中条中学校	68	2	89	3	116	4	273	9
	乙中学校	10	1	16	1	10	1	36	3
	築地中学校	13	1	14	1	16	1	40	3
	黒川中学校	9	1	8	1	10	1	27	3
	合 計	100	5	124	6	152	7	376	18

※ 20人を大きく下回る学級(学年)

2 学校施設

胎内市の中学校施設の大部分は、40 年以上が経過しており、老朽化が進行している。鉄筋コンクリート構造の建物は、40 年から 50 年が一般的な耐用年数とされており、「胎内市学校施設長寿命化計画（令和 3 年 1 月策定）」による整備方針のもと、現在は計画的な老朽化対策を行っている。

令和 14 年度には大半の施設が築 50 年を経過するため抜本的な対応を検討する必要がある。

【表 2 市内中学校の最も古い棟が建築された年からの経過年数】

校名	経過年数（年）	
	R6	R14
中条中学校	53	61
乙中学校	42	50
築地中学校	55	63
黒川中学校	46	54

IV 学校の規模の適正化

1 適正規模について

検討委員会からの答申を受け、胎内市教育委員会では、中学校の適正規模を「クラス替えが可能な 1 学年 2 学級以上を目安とする。なお、1 学年 2 学級が実現できない場合でも、1 学級 20 人以上となることが望ましい。」とする。

2 適正規模に基づいた今後の見通し

上記の適正規模の状態は、令和 13 年度まではおおむね維持できる見通しである。しかし、Ⅲの 1 の表 1 に示すように、令和 14 年度以降、複数の中学校で 1 学級 20 人を大きく下回る状況が続く見込みであることから、胎内市における中学校の適正規模の標準に基づいて統合を含めた学校規模の適正化を図る必要がある。

V 統合について

1 統合の実施方法

胎内市立中学校の適正規模を確保し、胎内市内の中学生にとっての望ましい教育環境を整備するため、市内 4 中学校を 1 中学校に統合する。

2 統合による効果

統合により、主に以下のような効果が得られると考える。

- ① 生徒同士の人間関係や生徒と教員との人間関係に配慮した学級編制ができる
- ② クラス替えを契機として生徒が意欲を新たにすることができる
- ③ 生徒に新たな人間関係を構築する力を身に付けさせることができる
- ④ 生徒を多様な意見に触れさせることができる
- ⑤ 学級同士が切磋琢磨する環境を作ることができる
- ⑥ 音楽、体育等をはじめとした集団で行う教育活動、学校行事等が充実する
- ⑦ 生徒の地域行事等への参加や協力が、より広い範囲で可能になる

3 統合年度

おおよそ 10 年後をめどに統合中学校を開設する。

4 統合後の生徒数及び学級数の見込み

【表 3 統合後の生徒数及び学級数の見込み 令和 6 年 5 月 1 日作成】

年度	1 年		2 年		3 年		合 計	
	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数
R14	146	5	156	5	175	6	477	16
R15	143	5	146	5	156	5	445	15
R16	152	5	143	5	146	5	441	15
R17	124	4	152	5	143	5	419	14
R18	100	3	124	4	152	5	376	12

※ 学級数は、新潟県の中学校少人数学級パイロット事業（新潟県独自で実施している事業で、本来 41 人以上で 2 学級となるが、36 人以上であれば 2 学級となる制度）による 35 人以下の学級編制（下限 25 人）で算出した。

※ 特別支援学級在籍生徒数の見込みは立てられないので、全生徒通常学級在籍とした。

5 統合に向けたスケジュール

- ・令和 6 年度 「胎内市立中学校の統合に関する方針（案）」を胎内市及び胎内市教育委員会で立案し、パブリックコメントを実施
中学校再編についての説明会の実施
「胎内市立中学校の統合に関する方針」の公表
- ・令和 7 年度 「胎内市立中学校の統合に関する方針」に基づき「胎内市立中学校統合準備委員会（仮称）」を設置し、地域の有識者や学校運営協議会委員、保護者、小・中学校教職員等の各代表が委員となり、主に以下の内容について検討を行う
 - ① 新しい学校のあり方（教育目標、校舎・施設など）に関すること
 - ② 学校名、校章、校歌などに関すること
 - ③ 通学方法に関すること
 - ④ その他、統合に関して必要なこと（制服や P T A、地域行事など）
- ・令和 8 年度 基本設計・実施設計のプロポーザルの実施、造成工事・校舎建設工事・グラウンド整備工事等の着工
- ・おおよそ 10 年後
中条中、乙中、築地中、黒川中を統合した統合中学校の開設

6 統合に向けて配慮すべきこと

おおよそ 10 年後に市内 4 中学校を統合すると、生徒約 500 名が学ぶ学校となる見込みであり、施設及び適切な立地場所の選定、通学方法、地域とのつながり等を総合的に検討する必要がある。また、現在の 4 中学校の場合と比べ、胎内市全体としてみた場合の教職員が大幅に減少することが見込まれるため、きめ細かい見取りと指導を工夫し、その充実を図ることが大切である。胎内市立中学校再編検討委員会での協議を基に、以下のように配慮すべきことを示す。

(1) 中学校の設置場所と通学方法について

統合する中学校の設置場所については、以下の3つの案を中心に検討を行っていく。

①現在の中条中学校あるいはその周辺

【メリット】

- 民家が多く、生徒への見守り体制がとれる
- 徒歩や自転車で通学できる生徒が多い
- ハザードマップから水害の危険性が低い
- 現在の中条中学校体育館や特別教室棟等、統合後も使える施設がある
- 旧中条体育館跡地や中央公民館を含め、用地の確保が容易である
- 中条中学校と旧中条体育館の敷地に建設する場合、整備費用を抑えることができる
- 他の候補地に比べ工事着手前の開発申請手続きに時間を要しないため、開設までの期間を短縮できる

【デメリット】

- スクールバスなどの運行のためのアクセス道路が狭い

【配慮事項】

- ◇現在の中条中学校周辺の道路幅が狭いため、スクールバスがスムーズに運行できるように現在の中条中学校周辺の道路の拡幅やアクセス道路の整備を行う
- ◇スクールバスや保護者用の駐車場の確保のため、学校から少し離れたとしても、スペースがあれば活用する
- ◇中学校外（市体育館や陸上競技場等）で部活動等を行う場合の移動方法について、スクールバスなどの活用に配慮する
- ◇中条中学校区以外の地域への丁寧な説明により、十分な理解を得る

②「ぶれすぽ胎内」周辺

【メリット】

- 各地区からほぼ等距離の場所である
- 道路が広く、スクールバスが通りやすい
- 駐車場を広く設置できる
- 学校と関わりのある施設（市体育館、陸上競技場、武道場、さわやかルーム）が近い
- 周りの企業と職場体験学習等で連携しやすい

【デメリット】

- スクールバスを利用する生徒が多くなる
- 工場等が近くにあり、災害などによる大きな事故等が心配される
- 工事着手前の開発許可申請手続、用地買収交渉、土地造成等に時間がかかるため開設までにかなりの時間を要する
- 建設用地を新たに取得しなければならないため、用地取得費、造成費が必要となり事業費が高額となる

【配慮事項】

- ◇スクールバスの増便等スムーズな運行方法を十分に検討して、バス通学により時間に制限が生じないようにする

- ◇民家が少ない、トラックの往来が多い、高野橋の幅が狭い等、自転車等による通学の安全が心配されるが、バス通学の許可範囲を広くするなどして、通学の安全確保を図る
- ◇工場との距離や最新のハザードマップ等に基づいて、より安全な場所を選定する

③ 現在の胎内小学校周辺

【メリット】

- 道路幅が広く、ハザードマップによる災害可能性も低い
- 徒歩や自転車で通学できる生徒が多い

【デメリット】

- 工事着手前の開発許可申請手続、用地買収交渉、土地造成等に時間がかかるため開校までにかなりの時間を要する
- 建設用地を新たに取得しなければならないため、用地取得費、造成費が必要となり事業費が高額となる

(2) 地域とつながり、活動することについて

地域とつながり活動することで、中学生は、自分の力が地域のためになることを感じ、自分が地域に必要とされる人材であると気付く。これが郷土愛や自己肯定感につながり、地域の皆様の力にもなる。統合中学校となった後も各小学校との連携も含め「地域とともに歩む学校づくり」が継続されるよう、教育活動の内容やそれを支える市の体制等、具体的な方策を図る。

【配慮事項】

- ◇これまでに各中学校で行ってきた地域とつながる活動を継続するように努める
 - ・各中学校で行っていた活動を地域と協議し、活動日を同じ日にして一斉に行う
 - ・胎内市全域をフィールドにして、各地域の方々と一緒に課題解決に取り組む活動を積極的に進める
 - ・全教職員も胎内市全体を学区としてとらえた地域理解を促進する
- ◇地域の行事に引き続き中学生が参加するように努める
 - ・地域の指導者を招へいするなど地域行事等について学ぶ機会をこれまで以上に充実させ、中学生の地域行事への参加をさらに高める
 - ・祭りの日を休業日にしたり、送迎バスを出したりするなど、中学生が胎内市全域の行事に参加しやすい環境をつくる
 - ・中学生ボランティアを募って参加を促す
- ◇1中学校5小学校ということになるが、小中連携の活動が希薄にならないように配慮する
 - ・小学校ごとに中学校の連携担当職員を配置する等、小中連携を積極的に行う
 - ・小中学生による合同あいさつ運動等、これまで取り組んできた日常的な関わり、つながりを継続する

(3) きめ細かな教育を継続することについて

大人数の中学校となっても、一人一人に丁寧な指導・支援ができる、きめ細かな教育が継続して行えるようにする。

【配慮事項】

- ◇いじめ、不登校対策や学力向上等に対する教職員のチームワークの強化を図るとともに、学校外の支援体制を充実させる

- ・学年の教職員全員が、その学年の生徒全員の担任であるという体制の下で、生徒一人一人への指導・支援に努める
- ・学習指導員や介助員等、市の配置職員を手厚くする
- ・地域からの学校支援体制（地域コーディネーター、地域ボランティア等）をさらに充実させる
- ・校務の見直しや効率化をさらに進め、教職員が生徒と向き合う時間を十分確保する

◇人間関係等の不安を抱える生徒に対応する受け皿の充実に努める

- ・学校生活に困り感を感じている生徒に寄り添い、支援する校内教育支援センターやさわやかルーム等の対応の充実を図る。また、これまで以上にスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用にも努める
- ・クラス替えなどを契機として新たな人間関係の構築が図られるようにする

◇教職員が生徒と向き合う時間の確保に努める

- ・PTA等による通学支援や地域ボランティアの学習支援など、家庭や地域の学校への支援、協力をさらに得られるようにする

7 統合までの間に配慮すべきこと

(1) これまで進めてきた様々な交流活動をさらに充実させる

◇中学校間の交流

中学校間において学習の成果を発表し合ったり、学校行事の活動の様子を紹介し合ったりするなどの交流をこれまで以上に積極的に進める。これらの交流はICTを活用することで、学校間の移動を伴わない交流なども可能になる。また、複数の学校で一緒に修学旅行を実施することや合同で合唱祭等を開催することも交流活動による教育効果が期待できる。このような交流活動を通して、他校のよさを知り合い、豊かな社会性を育成するとともに、同じ胎内市の中学生という意識の醸成を図るようにする。

◇学区の小学校や地域住民等との交流

集団活動や各種行事の教育効果を高めるため、学区の小学校や地域住民との交流活動を充実させる。小中連携活動で、中学生は小学生に教えたり、手伝ったりすることで、小学生から感謝や憧れの気持ちを抱かれたり、地域での貢献活動等を通じて、地域住民に感謝されたりすることにより、郷土愛、自己肯定感の高まりが期待できる。

また、他市町村や海外の学校との交流活動を通して、より広い視野をもった学びができるようにする。

(2) 校舎等の老朽化への対応を図る

令和14年度には胎内市全中学校の施設が築後50年を経過する。統合までの間メンテナンスを十分に行い、教育活動に支障をきたさぬよう万全を期す。